

報告第 5 号

新市建設計画の作成方針及び合併協定項目の調整方針について

新市建設計画の作成方針及び合併協定項目の調整方針について、内容の一部を修正したので別紙のとおり報告する。

平成 16 年 4 月 9 日提出

大館市・田代町合併協議会
会 長 小 畑 元

新市建設計画の作成方針

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律の規定を踏まえ、先に作成した「大館市・田代町新市まちづくり構想」を基本として、より具体的な施策を掲げながら新市の将来の方向性を示すものとして、次のような方針で作成する。

1 計画作成の目的

本計画は、大館市及び田代町の合併による新市の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上に努めるとともに、地域の均衡ある発展を図り、もって特色ある新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりのための基本方針、これを実現していくための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成するものとする。

3 計画の基本方針

本計画の基本方針は、1市1町の現状を見据え、将来を展望した長期的な視野に立って定めるものとする。

4 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めるものとする。

5 計画作成上の留意事項

- (1) 各市町の総合計画や県の計画との整合性を図り、地域の特色を生かした、より効果的なまちづくりに努める。
- (2) ハード面のみならず、各種ソフト面の再構築に配慮する。
- (3) 真に新市のまちづくりに有効で必要不可欠な事業を選択し、合理的で健全な行財政運営を図る。
- (4) 旧市町意識を早期に解消し、新しいまちづくりを一体的に推進する環境基盤の確立を図る。
- (5) 行政区域の拡大により活力の低下が懸念される地域については、その地域の実情に応じた振興策について十分考慮する。
- (6) 住民に負担を求めるものについては、公平性及び公正性を確保しつつも、急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する。
- (7) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにする。
- (8) 各市町で開催された住民説明会や座談会等で出された住民からの意見、要望等を十分考慮する。

合併協定項目の調整方針

合併協定項目の調整を行うにあたっては、下記の基本的な方針等に基づき調整するものとする。

【 基本的な方針 】

1市1町の長い歴史の中で構築されてきた、これまでのまちづくりの特色を尊重するとともに、合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、現在実施している事務事業・制度等を比較し住民生活に及ぼす影響などの検討を行いながら、新市での速やかな融合一体化となるよう事務事業の調整を進めるものとする。

【 調整の原則 】

1．一体性確保の原則

合併後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道・除雪等生活関連基盤の安定的な稼働を図り、住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一体化に努め、円滑にサービスが提供できるように調整するものとする。

2．住民福祉向上の原則

各種住民福祉施策については、より充実した施策が構築できるようにすることを原則とする。整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については、速やかに見直しを行いながら調整するものとする。

3．負担公平の原則

使用料、手数料、税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整するものとする。

4．健全な財政運営の原則

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指して調整するものとする。

5．行政改革推進の原則

行政機構の再編成を行い効率的で機能的な組織機構として、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用により住民生活の利便性向上が図れるように調整するものとする。

6．適正規模準拠の原則

人口や面積等の拡大に伴い、新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業が構築されるよう、類似都市の状況も考慮しながら事務事業を調整するものとする。